

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

令和4年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約530人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯罪を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定したうえで、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、道民の皆さんのご協力がぜひとも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

◎問い合わせ先

留萌警察署

☎0164-42-0110

「生活・仕事相談会(11月)」開催のご案内

るもい生活あんしんセンターでは、生活や仕事等でお困りの方を対象に相談会を開催しています。相談は無料で行っていますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、下記の予約・お問い合わせ先までご連絡をください。

■日時

11月8日(火) ①14時00分～14時50分

②15時00分～15時50分

11月21日(月) ①14時00分～14時50分

②15時00分～15時50分

■場所

小平町文化交流センター2階 交流研修室2

■料金

無料

◎予約・問い合わせ先

自立相談支援事業所「るもい生活あんしんセンター」

☎0164-56-1616

留萌くらしのなかの法律相談会のご案内

留萌の土業を中心に構成する六友会(りくゆうかい)が主催する無料法律相談会が令和4年11月18日(金)午後6時から午後9時までパワスポ留萌(留萌地域人材開発センター)2階で開催されます。

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、社会保険労務士がチームを組んで皆様のくらしのどんな相談にもお答えします。相談時間は1枠30分で、事前予約(11月16日まで)が必要となります。

◎予約および問い合わせ先

留萌ひまわり基金法律事務所

☎0164-42-3341

information 各種情報

通行規制区間への侵入の危険性について

冬に吹雪で見通しのきかない道路では通行止めの規制が実施されます。

通行止め区間へ脇道から侵入すると、吹きだまりに衝突したり、車両がスタックし孤立するなど、命にかかわる重大な事故に繋がる恐れがあります。

大変危険ですので指定された迂回路のご利用をお願いいたします。

なお、通行規制の状況は次のホームページで公表しています。

*通行規制情報(北海道地区道路情報のページ)

<https://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm>

◎問い合わせ先

留萌振興局留萌建設管理部維持管理課

☎0164-42-8369

インボイス制度について

■インボイス制度とは

*インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。

*インボイス制度において、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売手が交付するインボイスを保存する必要があります。

*売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには登録申請手続が必要です。

■登録申請手続

*インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

※期間間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合があります。

申請を予定されている事業者の方は早期提出にご協力ください。

■インボイス制度説明会・登録申請相談会

*税務署では、インボイス制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「登録申請相談会」を開催しています。詳細は、札幌国税局HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

◎問い合わせ先

留萌税務署

☎0164-42-0661